

社会福祉法人久遠園 役員報酬規程

（ 目 的 ）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人久遠園（以下法人という）の役員報酬について定める。

（ 対 象 ）

第 2 条 ここでいう役員とは下記の任にあるものをいう。

- 1 理事（法人から給与の支給を受けている者を除く）
- 2 監事
- 3 法人が設置する各種委員会の委員（法人から給与の支給を受けている者を除く）

（ 報 酬 ）

第 3 条 役員報酬は以下のとおりとする。

- 1 理事会、評議員会その他法人の会議出席 1 回につき 10,000 円
- 2 ただし役員に対する報酬の各年度の総額が 300,000 円を超える場合は支給しない。

（ 費用の弁償 ）

第 4 条 役員が法人の業務を遂行するために要した費用については、これを弁償する。  
2 ただし、第 3 条の規定により報酬が支払われる場合であって、会議等が横浜及び川崎市内で開催される場合の交通費は弁償対象外とする。

付 則

この規程は平成 17 年 4 月 1 日より施行する。  
この規程は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。  
この規程は平成 29 年 6 月 26 日より施行する。

社会福祉法人久遠園 評議員報酬規程

（ 目 的 ）

第1条 この規程は社会福祉法人久遠園（以下法人という）の評議員報酬について定める。

（ 報 酬 ）

第2条 評議員の報酬は以下のとおりとする。

- 1 評議員会その他法人の会議出席1回につき10,000円
- 2 ただし定款第8条の規定の範囲を超える場合は支給しない。

（ 費用の弁償 ）

第3条 評議員が法人の業務を遂行するために要した費用については、これを弁償する。

- 2 ただし会議等が横浜及び川崎市内で開催される場合の交通費は弁償対象外とする。

付 則

この規程は平成29年6月26日より施行する。（制定）